

高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務プロポーザルの募集

兵庫県が管理する高等学校奨学資金貸付金返還金、高等学校勤労生徒奨学資金貸付金返還金、地域改善対策奨学資金貸付金返還金、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会が管理する（公財）兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸付金返還金及び（公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金の収納業務の一部を債権回収会社又は弁護士法人へ委託します。

については、広く提案を募集します。

1 委託業務内容

(1) 次の返還金に係る収納事務

ア 高等学校奨学資金貸付金返還金、高等学校勤労生徒奨学資金貸付金返還金、（公財）兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸付金返還金及び（公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金のうち（公財）兵庫県高等学校教育振興会が指定するもの。

イ 地域改善対策奨学資金貸付金返還金のうち（公財）兵庫県高等学校教育振興会が指定するもの。

(2) 委託対象返還金に係る保管払込等

(3) (1)及び(2)の業務に係る報告、助言等

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の規定により法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）であること又は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。

(2) 提案書提出日基準において、債権回収会社にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条に規定する改善命令を受けていないこと又は弁護士法人にあつては、弁護士法第 57 条に規定する懲戒を受けていないこと。

(3) 国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用を許諾された者もしくはその他個人情報保護に関する認証を取得している者であること。

(6) 応募者の役員が次のアからウにまでに該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられている者

(7) 応募者又はその役員が次のアからキに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(8) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

(9) 本県又は隣接府県に営業拠点を有する支店等があること。

(10) 兵庫県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

※その他募集要領「応募者の条件」を必ずご確認ください。

3 募集日程

(1) 企画提案書提出意思確認書の提出期限 令和7年 1月 7日（火）午後3時【必着】

(2) 質問の受付 令和7年 1月10日（金）午後3時【必着】

(3) 企画提案書の提出期限 令和7年 1月27日（月）午後3時【必着】

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出場所 (公財) 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第2課

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

(兵庫県庁第1号館別館1階)

TEL 078-361-6636

4 資料

(1) プロポーザル募集要領 (PDFファイル)

(2) 各奨学資金の概要 (PDFファイル)

(3) 企画提案書（様式） (Wordファイル)

(4) 委託契約書等（参考） (PDFファイル)